

# ひめじ農業委員会だより



## 第102号

平成29年(2017年)8月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809



蓮の花(レンコン)

## 会長就任のごあいさつ



農業委員会  
会長 池内 宏行

農業・農村は、農業生産活動を通して、安全で良質かつ多様な食料を生産・供給するとともに、国土及び自然環境・景観の保全など様々な多面的機能を有しています。しかし、人口減少社会が到来する中、農村においては、農業の担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大や農産物価格の低迷に加え、中山間地域の過疎化等による地域活力の低下など課題が山積しています。

これらを踏まえ、「農業委員会等に関する法律」が大きく見直され、平成28年4月より改正法が施行され、農業委員会は新たな業務・活動をスタートさせています。課題解決に向け「農地等の利用の最適化の推進」を業務の重点とすることになりました。

具体的には、①担い手への農地の利用集積・集約化 ②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進の取組体制の強化のため、農業委員に加え、新たに「農地利用最適化推進委員」が設置されることになりました。

農業委員会は、昭和26年3月に発足以来「土地と人(担い手)」対策を社会的使命として、地域農業の振興と農村の発展に大きな役割を果たしてきました。

姫路市は、改正法施行後初の改選により、本年8月から新体制が発足。農業委員19名と農地利用最適化推進員36名は自覚と総意でもって課題解決、負託に応える所存でいます。

中核都市・姫路市の農業振興・発展に寄与すべく、精一杯努めますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



# 姫路市農業委員会の新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します！

任期満了に伴い8月1日より新体制での業務がスタートしました。

## 農地利用最適化推進委員

 田口 繁克 中南部(八幡)	 岩佐 修 中南部(城北)	 藤尾 裕 北東部(中寺)	 井上 正紀 北東部(船津)	 尾田 秀彦 北東部(谷内)	 井上 哲夫 北東部(花田)	 菅長 啓一 北西部(上管)
 船引 政則 中南部(大津)	 都倉 和憲 中南部(津田)	 藤尾 敏治 北東部(香呂)	 木村 恭三 北東部(船津)	 中村 保弘 北東部(谷外)	 竹中 隆一 北東部(四郷)	 鈴木 秀雄 北西部(助野)
 高濱 宏章 中南部(網干)	 松田 勲 中南部(糸引)	 黒田 利治 中南部(城陽)	 松岡 正彦 北東部(山田)	 石原 徹也 北東部(豊富)	 櫻井 豊 北東部(御国野)	 進藤 保 北西部(安富中)
 佐藤日出男 中南部(余部)	 白矢 文男 中南部(大塩)	 橋本 和太 中南部(高岡)	 井上 正敏 北東部(中寺)	 竹川 正紀 北東部(豊富)	 服部 恭典 北東部(別所)	 川端 敏夫 北西部(安富北)

## 農業委員

 花畑 強 北西部(伊勢)	 坂口 博幸 北西部(曾左)	 会長職務代理者 小段 昭文 中南部(勝原)	 駒田 秀文 北東部(香呂)	 福永 昌弘 北東部(谷内)	 会長 池内 宏行 北西部(菅生)	 田藤 仁志 北西部(曾左)
 氷室 淳一 北西部(置塩)	 佐伯 蒞 北西部(白鳥)	 濱田 能秀 中南部(旭陽)	 吉野 文利 中南部(荒川)	 橋本 文男 北東部(豊富)	 森上 進 北西部(安富南)	 大塚 正稔 北西部(白鳥)
 松浦 鉄昭 北西部(古知)	 篠本 忠美 北西部(太市)	 青田 誠 中南部(城北)	 岡田 良造 中南部(高浜)	 小林 勝之 北東部(船津)	 会長職務代理者 岸本 英夫 北東部(花田)	 小林 忠明 北西部(林田)
 大江 廣明 北西部(山之内)	 雪本 桂次 北西部(林田)	 岡本 富博 中南部(糸引)	 山口 俊貴 北東部(山田)	 福本 孝之 北東部(御国野)	 橋本 静枝 北西部(前之庄)	



# 新体制がスタートしました

八月一日に開催された

第一回総会において、19名の新たな農業委員が市長から任命され、池内宏行氏が会長に、会長職務代理者に岸本英夫氏と小段昭文氏が、選出されました。

また農業委員会等に関する法律の改正に伴い新設された農地利用最適化推進委員36名が、農業委員会から委嘱され、合わせて55名での新体制がスタートしました。



## 農業委員の主な仕事

総会、地区農政協議会等の会議において、農地の売買・貸借の許可や農地転用許可等の可否について審議します。

また、推進委員と協力して農地等の利用の最適化を推進します。

## 農地利用最適化推進委員の主な仕事

担当地域において、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化のための活動を行います。

また、農業委員と連携して現場確認を行い、地区農政協議会において意見を述べます。

## 永年勤続表彰

永年にわたり農業委員会活動に貢献された委員に市長より感謝状が贈呈されました。

被表彰者（敬称略）

【十年感謝状】

竹中 隆一

【九年感謝状】

浅見 輝男



## 農業委員会からのお知らせ

### 農地の違反転用は止めましょう！農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途を変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。詳しくは、農業委員会事務局へお越しいただき、直接ご相談ください。

### 農地を相続した場合には、農業委員会への届出が必要です。

平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられました。

### 農地の適正利用にご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正な管理にご協力をお願いします。



<お問合せ> 農業委員会事務局 TEL 079-221-2822